

などにも入れ奉らぬとかやぞうけたまはる。されども日本紀には入れ奉りて侍るなれば、次第に申侍るなり。

〔神皇正統記 顯宗〕第二十四代顯宗天皇略御兄仁賢まづ位につきたまふべかりしを、相共に譲りましまかば、同母の御姊飯豐尊まばらく位に居給ひき、されどやがて顯宗定まりましくしによりて、飯豐天皇をば、日嗣にはかぞへ奉らぬなり。

〔法隆寺釋迦佛造像記〕法興元世一年歲次辛巳十二月、鬼前太后崩、明年正月廿二日、上宮法皇略、子 戶皇 枕病弗念于食、

〔上宮聖德法王帝說〕上宮聖德法王、又云法主王、

〔日本書紀二十一〕元年正月壬子朔、立穴穗部間人皇女爲皇后、是生四男、其一曰厩戶皇子、更名耳、

或名豐聰耳法大王、此皇子初居上宮、

〔釋日本紀十四〕伊豫風土記曰、湯郡略立湯岡側碑文、記云、法興六年十月歲在丙辰、我法主大王

皇子 與惠統法師及葛城臣道遙夷與村略下